

[事案 2022-227] 就業不能給付金支払請求

・令和5年5月15日 裁定終了

<事案の概要>

約款所定の支払事由に該当しないことを理由に、就業不能給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和3年4月から同年12月までの間、筋筋膜性腰痛症により通院して治療を受け、就業困難で休職したことから、平成30年10月に契約した就業不能保険にもとづき就業不能給付金を請求したところ、約款所定の支払事由に該当しないとして支払われなかった。しかし、以下の理由により、就業不能給付金を支払ってほしい。

- (1)通院には付添いが必要であり、外出はリハビリのために必要なウォーキングであった。少しでも早く治そうとしてリハビリをしていたが、そのことを給付金を支払わない理由にされるのは納得できない。
- (2)7か月以上もの期間に亘って休職したが、自分はバスの運転手であって、運転ができないからといって会社内に内勤の仕事があるわけではなく、いきなりパソコンの仕事ができるわけでもない。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)主治医は、令和3年7月から同年12月までの期間について「外出可能」と回答しており、同期間について、約款所定の「就業不能状態」を充足しない。
- (2)令和3年4月から同年6月までの期間について、主治医は「外出可能」とは回答していないが、「最低限必要な外出を除き活動の範囲を制限していたか否か」については「制限していなかった」と回答し、「外出に関する指示の有無」については「無」と回答している。このような主治医の回答からすれば、同期間についても、約款所定の「在宅療養」や「特定障害状態」に該当しない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、就業不能状態の該当性を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が約款所定の就業不能状態にあったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。